

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

揖斐川町長 岡部 栄一

市町村名 (市町村コード)	揖斐川町 ( 214019 )
地域名 (地域内農業集落名)	久瀬地区 ( 乙原、東津汲、小津、榎原、日坂、西津汲、外津汲、三倉 )
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年1月30日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。  
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

- ・山間部に位置する地区であるため、シカ・サルなどの獣害が多い状況。
- ・久瀬地区では水稻・そば・花きを主に栽培しており、法人、認定農業者が農業の大部分を担っている。
- ・担い手の高齢化が進んでおり、離農する農家が出てきている。離農した農家が経営している農地については、周辺で耕作している農家に譲渡している。
- ・水路の老朽化による水漏れや農地の区画が小さい地区であるため機械が進入できず耕作ができない場合もある。

### (2) 地域における農業の将来の在り方

- ・現在も農業を続けている農家を守るために、獣害に対する対策をし、安定した収量確保ができるよう取り組む。
- ・離農した農家が経営していた農地が荒廃化しないよう農地中間管理事業を活用し、周辺で耕作している認定農業者、集落営農等に農地集積・集約をしていく。
- ・水路の老朽化については基盤整備事業や多面的機能支払交付金事業による長寿命化活動による水路の補修や更新を実施し、持続的な耕作ができるよう維持・管理をしていく。
- ・地域内外問わず、農業者どうしの関係構築を図る。
- ・有害鳥獣による被害の対策は補助金等を利用し、侵入防止柵の設置、捕獲檻の設置および管理を実施する。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	209.7 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	69.1 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地および周辺の農地を農業上の利用が行われている区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構、農地法3条申請を活用し、離農する農業者がでた場合、担い手に集積・集約を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
必要に応じて農地中間管理機構を通じた利用権設定等を活用していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
基盤整備が必要な区域については、地域の中で検討を重ねる。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な経営体を募り、地元の意向を踏まえつつ町及び関係機関で連携し、経営体の確保・育成まで支援をする。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
必要に応じて農業協同組合等の農業サービス事業者等への農作業委託を依頼し、活用していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①小動物やシカ・サル等の被害が多いため、補助金等を利用し、侵入防止柵・捕獲罠の設置及び管理を実施する。
- ②肥料価格高騰対策等、化学肥料の低減に向けて取り組む農業者を支援する。
- ③農作業の省力化を目標としたスマート農業の導入など、農作業の効率化による収益向上を推進する。
- ⑤補助事業やサポート体制を構築し、地区で果樹等を栽培する農家のサポートを実施する。
- ⑦日本型直接支払制度を活用し、農地保全や施設の管理維持等に取り組む。
- ⑧農業の持続や規模拡大を目指すための農業用施設の整備を支援し、担い手の維持確保を図る。